

令和8年熊本地震の避難者に対する支援内容一覧

	支援制度名	対象者	対象者の本市への住民登録	内 容	支援期間	備考	課名
1	市営住宅の一時利用	罹災証明書を有する方 (罹災の程度は指定なし)	住民登録がなくても対象となる	提供住宅：鳥飼八町団地政策空家2戸 使用料：無料 ※電気(関西電力)、ガス(プロパンガス)、水道等の光熱水費と生活必需品、電化製品等は自己負担 ※駐車場なし	一時使用期間は3か月で、市長が必要と認める場合は3か月ごとに更新可能(最長1年間まで)		資産活用課
2	個人市民税の相談	本市で市民税が課税されている方	住民登録がなくても対象となる場合がある	個人市民税の減免を受けられる場合があります。	納期限まで(申告・納付等の期限延長の指定を受けた地域に住所等を有する方は延長後の納期限まで)		市民税課
3	納税の猶予	熊本地震の指定地域に住所等を有する方	住民登録がなくても対象となる	納税者がその財産について災害を受けたことにより、市税を一時的に納付できないと認められる場合には、申請により一年以内の期間に限り、その徴収が猶予される。			納税課
4	市税に係る申告・納付等の期限延長	下記の指定地域に住所又は本店や主たる事務所の所在地を有する納税義務者、特別徴収義務者 【指定地域】熊本県八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町	住民登録がなくても対象となる場合がある	申告、申請、請求その他の書類の提出、納付や納入のうち、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについて、期限を延長します。	別途市長が定める期日まで		市民税課 固定資産税課 納税課
5	障害福祉サービスの利用について個別相談等	障害のある方	住民登録がなくても対象となる場合がある	障害福祉サービス等の利用についての個別相談 障害福祉サービス等に係る利用料の支払いの猶予があります。	未定		障害福祉課
6	生活保護	生活に困窮している方	住民登録がなくても対象となる	生活保護の受給			生活支援課
7	介護保険料及び利用者負担額の猶予・減免	摂津市の被保険者で、災害により住居の全壊等著しい損害を受けた方	必須	介護保険料及び利用者負担額の猶予・減免	災害を受けた日から1年間		高齢介護課
8	国民健康保険料の減免	摂津市国民健康保険の被保険者で、国民健康保険料の支払いが困難な方	必須	国民健康保険料の減免			国保年金課
9	国民健康保険一部負担金の減免	摂津市国民健康保険の被保険者で、住居の全壊等著しい損害を受けた方	必須	国民健康保険一部負担金の免除	令和8年11月末日		国保年金課
10	後期高齢者医療保険料の減免、一部負担金の免除	大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者で、住居の全壊等著しい損害を受けた方	必須	後期高齢者医療保険料の減免、一部負担金の免除	一部負担金の免除 令和8年11月末日		国保年金課
11	国民年金保険料の免除	住居、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方	必須	国民年金保険料の免除	令和8年6月分から 令和10年6月分		国保年金課
12	被災地域の児童生徒等の安全確保及び就学会の確保等について	被災した義務教育諸学校から転入学した児童生徒が、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合	必須	被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学する場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和8年度使用教科書を無償給与できることとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与する。			教育支援課
13	利用者負担の免除等	障害児通所支援等利用者の保護者	—	受給者証が提示できなくてもサービスを利用できます。利用者負担の免除や支払いの猶予があります。		住民登録が本市にない場合に限ります。	こども政策課

	支援制度名	対象者	対象者の本市への住民登録	内 容	支援期間	備考	課名
14	学童保育料の減免	学童保育室入室児童の属する世帯	住民登録がなくても対象となる場合がある	災害等により保育料の納付が困難となった世帯について、市長が別に定める額を減免			こども政策課
15	保育所等の入所	災害の復旧に当たっている理由により、保育所等の入所が必要な方	住民登録がなくても対象となる場合がある	保育所等の入所申請をすることができます。	令和9年3月末まで		保育教育課
16	保育料の相談	災害により家屋・家財に著しい損害を受け、多大な失費を要し保育料の納付が困難になった方	住民登録がなくても対象となる場合がある	保育料の減免を受けられる場合があります。	令和9年3月末まで		保育教育課
17	妊産婦・乳幼児等に対する医療・保健サービス	災害救助法の適用を受けた地域の妊産婦・乳幼児	住民登録がなくても対象となる	母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの提供等			出産育児課
18	定期予防接種	定期予防接種対象者であって、定期予防接種の実施を希望される方	住民登録がなくても対象となる	対象者の申出による定期予防接種の実施等			出産育児課
19	水道料金、下水道使用料の減免	罹災証明書を有する方（罹災の程度は指定なし）	住民登録がなくても対象となる	水道料金、下水道使用料の減免（原則3か月、最長1年） 市内の住宅等に入居された方：全額免除 市内の親族等の家に避難された方：過去の実績と比較し、使用水量が増加している部分の水道料金の全額	原則3か月、最長1年		料金課